

## 議 事 内 容

- 局長                    それでは、定刻前ではございますけれども、お揃いでありますので、会議をはじめさせていただきたいと思えます。  
                          今日は、会長が東京で開催される都道府県農業会議会長会議に出席のため、副会長が進行をいたします。  
                          〇〇副会長、ご挨拶をお願いします。
- 副会長                皆さん、こんにちは。  
                          今日は、会長が都道府県農業会議会長会議に出席のため、副会長の私が、大変不慣れではありますが、会議を進行することになりましたので、ご協力をよろしくをお願いします。  
                          第110回常設審議委員会の会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。  
                          麦刈りも始まり、これから農繁期になりますが、気温も大変上がってきております。皆さんも十分体調管理に心掛けていただきたいと思います。  
                          さて、今月28日に全国農業委員会会長大会が開催され、佐賀県からは、16市町の会長さんが参加されます。また、翌日の29日には県選出国會議員へ要請活動を行うことにしております。現場の声を施策や事業に反映していただくよう、しっかりと要請を行いたいと思っておりますので、ご協力よろしくをお願いします。
- 副会長                それでは、ただいまから第110回常設審議委員会を開催いたします。まず、本日の出席状況を報告してください。
- 局長                    本日は、審議委員の総数17名に対し9名の出席となっております。  
                          常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- 副会長                次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
- 農業会議事務局      (前回の審議案件について、資料1により報告)
- 副会長                本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第5条6件を議題とします。  
                          どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。

副会長	また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
副会長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、〇〇町・〇〇委員と〇〇町・〇〇委員をお願いします、書記は農業会議事務局といたします。
副会長	はじめに、農地法第 5 条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各農業委員会事務局から説明をお願いします。
副会長	はじめに、〇〇農業委員会から説明をお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号 5 - 1 及び 2 について、資料に沿って説明)
副会長	次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号 5 - 3 について、資料に沿って説明)
副会長	次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号 5 - 4 について、資料に沿って説明)
副会長	次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号 5 - 5 及び 6 について、資料に沿って説明)
副会長	ただいま、農地法第 5 条関係 6 件について説明がありました。 ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
副会長	はじめに、農地法第 5 条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の 特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
副会長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)

副会長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として  
〇〇農業委員会会長に回答いたします。

副会長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の 〇〇〇〇申請  
の 共同住宅 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 他の申請されているところは、会社であり、〇〇さんは、会社の運営  
をされているところなんではないでしょうか。

〇〇農業委員会 こちらの方は、個人事業主で、個人で共同住宅の経営をされておしま  
す。

〇〇委員 完全に個人ですね。はい。わかりました。

副会長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、  
異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

副会長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として  
〇〇農業委員会会長に回答いたします。

副会長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の 〇〇〇〇申請  
の 特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等な  
いでしょうか。

〇〇委員 地元区長の同意は。

〇〇農業委員会 自治会長、生産組合長、地区説明会で同意を得た形となります。  
地元説明会を3回開催しています。

〇〇委員 了承を受けたということですね。

〇〇農業委員会 はい。

〇〇委員 ちゃんと話し合いをしましたということで、今、お答えがありましたけ  
れども、そこで了承を受けましたということですね。

〇〇農業委員会 はい。

〇〇委員 書類は取っていないということですか。

〇〇農業委員会	書類は取っていません。
〇〇委員	法的には、どうなっていますか。
農業会議事務局	法的には、地元同意は必須ではありません。
副会長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
副会長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
副会長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の 〇〇〇〇申請の 特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	A, B, Cと分けているのは、販売価格が異なるのですか。
〇〇農業委員会	見積書で確認したら、建物の単価が異なるようです。
〇〇委員	土地改良区道路払下げということで、ここの意図するところがよく分からなくて、用水路を改修するとか、道路を少し綺麗にするとかそういった条件が何かで含まれているのですか。
〇〇農業委員会	<p>今回、道路と水路が含まれている理由としては、東側に農道が走っていて、この農道と西側に土地改良区の水路が入っているが、その西側に新しく側溝を設けて、その側溝と土地改良区の側溝に付け替えをして、東側の道路は、〇m道路という形で、計画をしないと東側の農道に接している建物が、建築確認がおりないということで、計画をしているところです。</p> <p>また、今回、南側に土地改良区所有の公衆用道路があったのですが、今回北側の田を開発するという事から、不要となることから、今回払い下げすることとなった。</p>
副会長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)

副会長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
副会長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の 〇〇〇〇申請の 農業用施設（たまねぎ選果場及び保管庫） への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	（意見・質問等なし）
副会長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
副会長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
副会長	次に、農地法第5条関係 〇〇農業委員会より諮問の 〇〇〇〇申請の 駐車場、農業用資材置場及び荷捌き場 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	今まで使われている所は、どのような利活用になるのでしょうか。
〇〇農業委員会	既存の駐車場の部分を新しく施設を整備するということで、駐車場の部分を新しくどこかに移設できないかということで、申請地に移設がなされると聞いている。
〇〇委員	駐車場に加えて荷捌き場のところもということですか。
〇〇農業委員会	既存の駐車場のところは、資材を置いたり、荷捌きについては、佐賀農産本社横の空きスペースも活用して使われているが、どうしても狭い、トラックも施設内で旋回もできないということで、今回、新たに整備する駐車場のところに荷捌きも整備したいということで、申請されています。
〇〇委員	地元了解はとれていますか。
〇〇農業委員会	地元了解はとれています。ここに記載していないだけです。
〇〇委員	はい。わかりました。

副会長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
副会長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
副会長	以上、本日意見を求められた 農地法第5条関係6件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
副会長	続きますして、その他の項目に移ります。 「国会議員へ要請活動について」(資料2)農業会議事務局から説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2)の詳細にわたって、内容説明
副会長	ただいま、事務局から説明がありました。 皆様方から、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	水田施策の確立と書かれておられますが、水田農業をしっかりと集落の維持ができなくなるということで、大変大きな問題ではないかと思えます。そのためには、省力化をしないとできないと思えますので、取組みをお願いします。
副会長	他に、皆様方から、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
副会長	事務局、他に何かございますか。
農業会議事務局	令和7年度農業者年金新規加入状況及び全国農業新聞普及状況について、資料3で説明。
副会長	意見・質問等もないようでございますので、以上をもちまして、第110回常設審議委員会を終了いたします。 皆さま、お疲れさまでした。
副会長	今回は6月16日(月)、佐賀市 グランデはがくれにて、開催となりますので、ご予約をお願いします。